

平成 23 年 5 月 1 日

日本産業衛生学会声明

(社) 日本産業衛生学会
理事長 大前和幸

東日本大震災による福島第一原子力発電所事故における作業員の放射線健康管理について

東日本大震災にともなう福島第一原子力発電所（以下、福島第一原発）事故において、多数の作業員がその対応にあたっている。これら東京電力およびその協力企業の従業員、作業員、警察、消防、自衛隊の隊員などは、高濃度の放射線環境の中で、かつ劣悪な労働条件下で長期間活動している。現在被ばく環境下にあるこうした作業員の健康を守ることは緊急の課題である。また福島第一原発周辺地域で働く作業員においても一定の放射線曝露が想定される場合には必要な健康確保がなされる必要がある。これらの作業員の作業にあたって適切で十分な放射線防護策がとられるとともに、適切な健康管理が提供されることが必要である。

以下、考慮されるべき具体的な点を列挙する。

1) 福島第一原発で緊急作業に従事する作業員について

- 数千人が福島第一原発で、緊急作業を行っていると考えられる。この作業は極めて危険な作業であり、その危険性を十分に説明した上で、作業員の意志に基づき行われるべきである。従って、作業員に強制すべきでなく、作業員は自分の意志で拒否できるものである。
- 緊急作業における安全性を確保し、適性を図るために最大限の努力がなされるべきである。
- 緊急作業に従事する作業員は、関係する事業所ごとに個人表を作成し、労働基準監督署に届け出ることを義務化することが重要である。監督署はそのデータを適切に管理すべきである。
- 250 mSv を超えた作業員を緊急作業に従事させてはならない。
- 年間の曝露が 100 mSv を超えた者に対しては、健康管理手帳を交付し、遅発性の影響や確率的影響の 2 次予防に努めるべきである。

2) 周辺地域で作業する作業員について

- 3 月間の実効線量が 1.3 mSv 未満と考えられる地域で作業する作業員は、公衆被曝と同等と考えること。
- 上記を超え、年間の曝露が 20 mSv 未満が予想される地域で、復興作業を行う作業員に対しては、放射線業務従事者に準じた、労働衛生管理を行うこと。
- 年間の曝露が 20 mSv を超え、50 mSv 未満が予想される地域で、復興作業を行う作業員に対しては、放射線業務従事者として労働衛生管理を行うこと。

以上